

県内中小・小模企業者の皆様へ

経営改善専門家派遣特別相談窓口のご案内

県では、中小・小規模企業のみなさまの経営改善に向けた取組をサポートするために、相談窓口を開設し、専門家派遣による支援を行っております。



無料

原則3回まで派遣費用を
県で負担します。

専門家による アドバイス

専門家（中小企業診断士
等）を派遣して、経営改善
に関するアドバイスを行います。

対象者

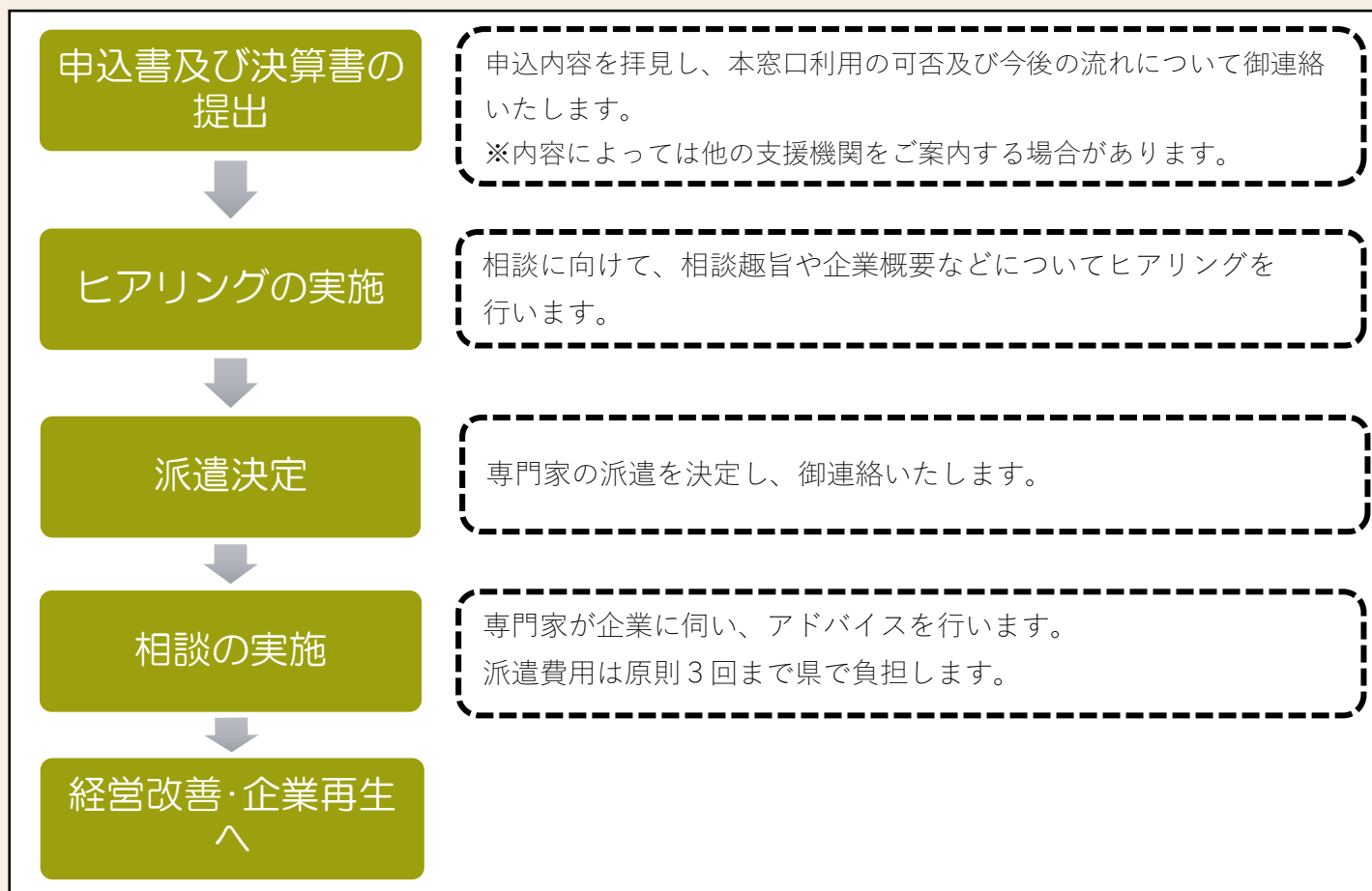
県内に事業所を有し、過去に経営改善の取組を行おうとする中小・小規模企業が対象となります。

※ただし、「経営改善専門家派遣特別相談窓口」を御利用になった方は、最後の派遣日から1年以上経過していることが要件となります。

お問い合わせ先 TEL 028-623-3208

栃 木 県

手続きの流れ



制度について・記入方法等お困りのことがありましたらお問い合わせください！

《お問い合わせ先》

栃木県 産業労働観光部 経営支援課 金融担当（県庁舎本館6階南側）

受付時間 8:30~17:15（土日祝を除く）

TEL: 028-623-3208 FAX: 028-623-3340

E-mail: keiei@pref.tochigi.lg.jp

〒320-8501

宇都宮市塙田 1-1-20（県庁舎本館6階南側）

【ホームページ】申込書などはこちらからダウンロードできます

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/advice/keieikaizen.html>

栃木県公式ホームページ内で
「経営改善」と検索ください！

栃木県
TOCHIGI
PREFECTURAL
GOVERNMENT

閲覧補助

Foreign Language (はいいこくじんのみなさんへ)

Q Google カスタム検索

検索

令和7年度 経営改善専門家派遣特別相談窓口 手続きの流れ

①申込書等の提出

申込書・直近3期分の決算書及び(提供可能な場合)直近試算表の御提出をお願いします。

特に連絡調整に必要ですので、「御連絡先」の記載を忘れずにお願いします！



②ヒアリング日程調整

後述事前ヒアリング実施の日程調整のため御連絡をさせていただきます。



申込内容によっては、金融機関・商工団体・よろず支援拠点等の支援機関と調整の上、御相談を引継ぎさせていただくことがあります。

③ヒアリング実施

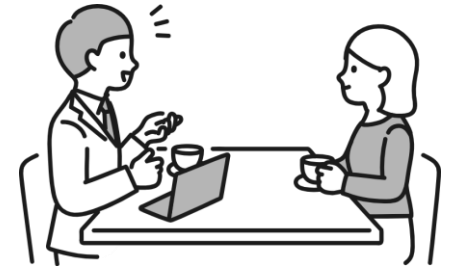
事業者様、(一社)栃木県中小企業診断士会、県経営支援課の3者で経営状況、希望支援内容の聞き取りを行います。
原則オンライン会議形式。

④派遣専門家の決定

事業者情報の引継等を行い、派遣する専門家を決定します。
診断士会及び県対応。

⑤相談実施

経営改善に関するアドバイスを行う専門家派遣費用を原則3回まで県が負担します。



経営改善・企業再生を支援するまる～！



栃木県産業労働観光部
経営支援課